

最低制限価格の見直しについて(建設工事に係る委託業務)

建設工事に係る委託業務の入札において設定している最低制限価格について、令和6年6月1日以降に公告等を行う入札を対象に、以下のとおり算定式を見直します。

1. 最低制限価格(税抜)の算出方法

最低制限価格基準額(税抜)(注1)		×	調整係数(注2)
【測量業務】 直接測量費の100% 測量調査費の100% 諸経費の <u>50%</u> 【建築関係の建設コンサルタント業務】 直接人件費の100% 特別経費の100% 技術料等経費の60% 諸経費の60% 【土木関係の建設コンサルタント業務】 直接人件費の100% 直接経費の100% その他の原価の90% 一般管理費等の <u>50%</u> 【地質調査業務】 直接調査費の100% 間接調査費の90% 解析等調査業務費の80% 諸経費の <u>50%</u> 【補償関係コンサルタント業務】 直接人件費の100% 直接経費の100% その他の原価の90% 一般管理費等の <u>50%</u>	各 項 目 の 合 計	×	調整係数

(注1: 複数の内容が含まれているものについては、それぞれの業務ごとに算出し、合算して最低制限価格基準額(税抜)を算出します。)

調整係数

No.	調整係数	No.	調整係数
0	0.990	10	1.000
1	0.991	11	1.001
2	0.992	12	1.002
3	0.993	13	1.003
4	0.994	14	1.004
5	0.995	15	1.005
6	0.996	16	1.006
7	0.997	17	1.007
8	0.998	18	1.008
9	0.999	19	1.009
		20	1.010

(注2: 調整係数は、開札時に抽選により決定します。)

(算出例)

- ・最低制限価格基準額が2,345,000円、
- ・抽選により調整係数がNo. 13となった場合

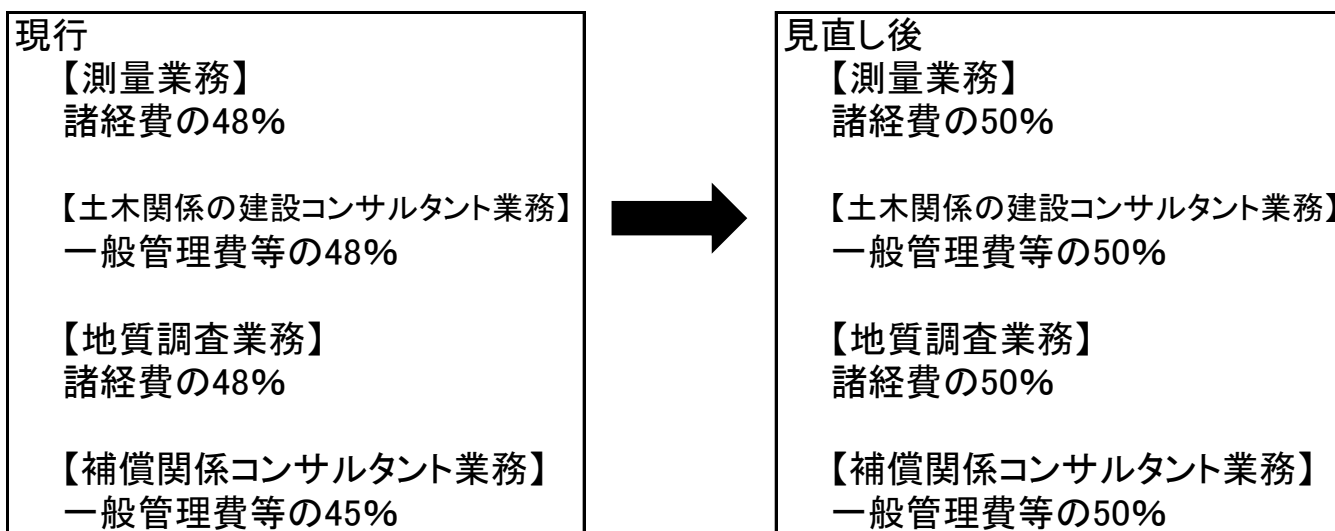
最低制限価格(税抜)

$$2,345,000円 \times 1.003 = 2,352,000円$$

(1,000円未満切り捨て)

⇒ 2,352,000円を下回る価格の入札は、自動的に失格になります。

2. 改正点



※ 建築関係の建設コンサルタント業務に変更はありません。

最低制限価格(税抜)の算出に当たり、各段階で端数処理を行うこととします。

最低制限価格基準額(税抜)の算出においては、各項目で1円未満を切り捨て、これらの合計に対しては1,000円未満を切り捨てとします。

調整係数を乗じて得た最低制限価格(税抜)については、1,000円未満を切り捨てとします。

最低制限価格(税抜)が予定価格(税抜)の100分の90を超える場合は、100分の90とし、100分の70に満たない場合は、100分の70とします。

上記の場合についても最低制限価格(税抜)は、1,000円未満を切り捨てとします。